

沖縄県 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

第1章 計画に関する基本的な事項

1. 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「法」）が成立しました。この計画は、法や「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づく都道府県基本計画として策定するものです。また、政策的に関連の深い「新・沖縄 21世紀ビジョン基本計画」、「新・沖縄 21世紀ビジョン実施計画」、「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改定版）」等の計画の他、各個別計画との整合・連携を図りながら定める計画です。

3. 計画における施策の対象者

法第2条の規定に基づき、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を対象とし、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象者となります。

4. 計画の期間

令和6年度～令和10年度までの5年間とします。

5. 県と市町村の役割

県及び市町村は、法の基本理念に則り、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有しており、施策を講ずるにあたっては県と市町村は、適切に役割を分担しながら、互いに連携して支援を行います。

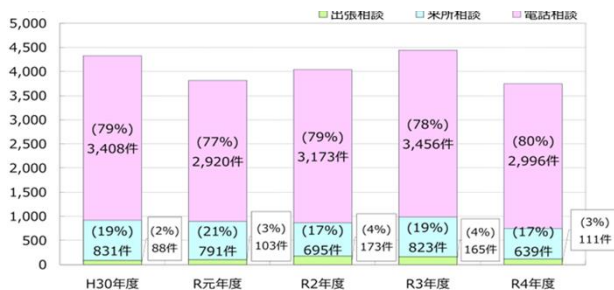
6. 支援に関わる関係機関等

【日常的に連携することが想定される主な関係機関】

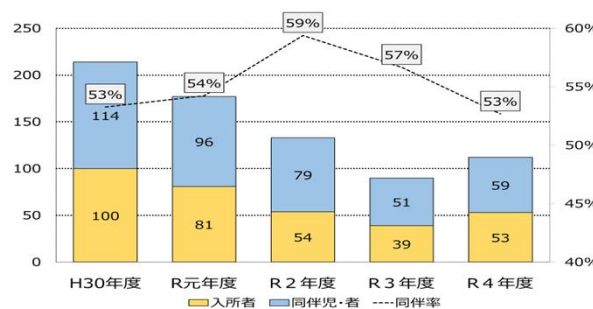
都道府県/市町村 福祉事務所 女性支援担当部局 障害保健福祉部局 男女共同参画主管部局等	民間 民間団体
警察・司法 都道府県警察/裁判所/日本司法支援センター/弁護士等	子ども施策に係る相談支援機関/県・市町村の担当部署等 ・児童相談所 ・子育て世代包括支援センター ・子育て支援担当課 ・地域子育て支援拠点 ・保健センター ・利用者支援事業 ・子ども家庭総合支援拠点 ・児童家庭支援センター ・ご家庭センター （令和6年度以降設置） ・母子・父子自立相談員等
教育 学校（幼稚園を含む）/教育委員会/保育園等	DV/性暴力等 配偶者暴力相談支援センター/性暴力被害者支援センター/男女共同参画センター等
医療・保健 医療機関/保健所/精神保健福祉センター	委員 民生委員・児童委員等
福祉 生活困窮者自立相談支援機関 母子生活支援施設/ 社会福祉協議会/障害福祉サービス事業所/その他社会福祉サービス関係者等	

第2章 現状及び課題 1. 現状

女性相談支援センター 年次相談件数



女性相談支援センター 一時保護者数



女性自立支援施設 令和3年度実績 入退所状況(人)

	前年度末在所者	当該年度中新規入所者	当該年度中退所者	当該年度末在所者	当該年度中在所延人員
	A	B	C	A+B-C	
要保護女子等	6	6	7	5	2,193
同伴する家族	12	7	9	10	3,984
うち同伴児	12	7	9	10	3,984

第2章 現状及び課題 2. 課題

(1) 相談しやすい環境体制づくり

行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性に対して、いかに相談しやすい環境を整えていくかが課題となっています。

(2) 包括的かつ継続的な支援

支援が必要な女性が抱えている困難な問題は、多様化、複合化、複雑化しており、問題解決には支援対象者の置かれた状況に応じてきめ細やかな、つながり続ける支援が求められています。

(3) 関連施策の支援体制の充実

・行政・民間団体・地域における多機関が連携・協働できる体制の構築
・離島等でも必要十分な支援を受けられる体制整備
・県及び市町村の女性相談支援員の確保及び資質向上

第3章 計画の基本的な方向

(1) 相談しやすい環境体制づくり

困難な問題を抱える方々に対して、直接訪問やSNS等による働きかけを行うとともに（アウトリーチ）、困難な問題を抱えていても何某かの事情で相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない方々が早期に必要な支援をうけることができる環境づくりに努めます。

また、困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄りやすい居場所の提供に努めるとともに、地域福祉活動と連携して、地域における支援体制の強化に努めます。さらに、困難な問題を抱える女性のみならず、県民が人権の尊重、ジェンダー平等、男女共同参画の理解を促進するよう、教育・啓発、広報等を行います。

(2) 包括的かつ継続的な支援

女性相談支援センターをはじめとする関係機関において、本人の立場に寄り添った相談対応を行うとともに、支援対象者の置かれた様々な状況に応じて、一時保護、被害回復支援、自立して生活するための援助等の多様な支援の包括的かつ継続的な提供に努めます。

なお、困難な問題を抱える女性が自らの住所地から離れた場所で相談するケースもあるため、県・市町村・関係機関の間で十分な連携を図ります。

また、女性自立支援施設の退所後や相談支援終了後においても、相談者と緩やかにつながり続ける支援を行うなどアフターケアに努めます。

(3) 関連施策の支援体制の充実

困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、支援従事者の人材確保及び資質向上に努めるとともに、女性相談支援センターをはじめとする中核機関の機能強化に努めます。

更に、支援調整会議をはじめ、行政や民間団体など関係機関が連携・協働して支援を実施する体制の構築に努めます。

第4章 困難な問題を抱える女性への施策の内容

1 基本目標 相談しやすい環境体制づくり

- 1 アウトリーチ等による早期の把握
- 2 居場所の提供
- 3 地域における活動の推進
- 4 教育・啓発、広報活動等

2 基本目標 包括的かつ継続的な支援

- 1 相談支援
- 2 一時保護
- 3 被害回復支援
- 4 生活の場を共にすることによる支援
- 5 同伴児童等への支援
- 6 自立支援
- 7 アフターケア

3 基本目標 関連施策の支援体制の充実

- 1 支援に関わる中核機関の機能強化
- 2 関係機関との連携体制の充実
- 3 民間団体との連携体制